

管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

5 保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）により行われる介護予防居宅療養管理指導は、居宅要支援者の居宅において、実施される療養上の相談及び支援とする。

第二十二條の十、第二十二條の十三 (略)

(法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設)

第二十二條の十四 法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 別に厚生労働大臣が定める診療所（前二号に掲げるものを除く。）

第二十二條の十五、第一百十三條 (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一百十三條の二、第一百十三條の三十九 (略)

第二節 指定居宅サービス事業者

第一百十四條、第一百二十六條の四 (略)

(指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類)

第一百二十七條 法第七十一條第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

管理又は歯科医学的管理に基づいて実施される指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）その他の事業者に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供（当該居宅要支援者の同意を得て行うものに限る。）並びに当該居宅要支援者又はその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言とする。

2 4 (略)

第二十二條の十、第二十二條の十三 (略)

(法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設)

第二十二條の十四 法第八條の二第十項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

一 三 (略)

第二十二條の十五、第一百十三條 (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一百十三條の二、第一百十三條の三十九 (略)

第二節 指定居宅サービス事業者

第一百十四條、第一百二十六條の四 (略)

(指定居宅サービス事業者の特例に係る居宅サービスの種類)

第一百二十七條 法第七十一條第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問看護及び訪問リハビリテーションとする。

第二百二十八条（略）

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類）

第四百十条の十五 法第百十五条の十において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションとする。

第四百十条の十六（略）

附則

第一条（略）

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に関する経過措置）

第二条 削除

第二百二十八条（略）

（指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類）

第四百十条の十五 法第百十五条の十において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護及び介護予防訪問リハビリテーションとする。

第四百十条の十六（略）

附則

第一条（略）

（短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を行う施設に関する経過措置）

第二条 当分の間、第十四条及び第二十二條の十四中「次のとおり」とあるのは「次に掲げる施設及び別に厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所」と、第二百二十二條第一項第五号中「第四百十二條」とあるのは「附則第五條第一項の規定あるいは指定居宅サービス等基準第四百十二條」と、第四百十条の十第一項第五号中「第百八十七條」とあるのは「附則第五條第一項の規定あるいは指定介護予防サービス等基準第百八十七條」とする。

第三条（略）

※ 附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者（この省令の施行の際現に通所リハビリテーションに係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者を除く。）については、施行日に、当該病院等により行われる通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が施行

日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申し出に係る保険医療機関の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申し出を行ったとき又はその指定の時に法第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により法第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。

一 当該申出に係る保険医療機関の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所

二 当該申出に係る居宅サービスの種類

三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第四十一条第一項本文の指定を不要とする旨

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関の指定の取り消しがあったときは、その効力を失う。

3 この省令の施行の際現に通所リハビリテーションに係る法第四十一条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者に係る前二項の規定の適用については、第一項の規定中「施行日」とあるのは、「法第七十条の二第二項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日」とする。

4 この省令の施行の際現に介護予防通所リハビリテーションに係る法第五十三条第一項本文の指定を受けている病院等の開設者については、前三項の規定を準用する。

改 正 案	現 行
<p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第六条（第八十三条）(略)</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、</p>	<p>第二章 訪問介護</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第五条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第六条（第八十三条）(略)</p> <p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第八十四条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、</p>

医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

イ 医師又は歯科医師

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

二 (略)

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2

(略)

第三節 設備に関する基準

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十五条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

イ 医師又は歯科医師

ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

二 (略)

2

(略)

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならぬ。

2 (略)

第八十七条・第八十八条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 一七 (略)

2 (略)

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

第九十条 第九十一条 (略)

第七章 通所介護

第九十二条 第九十五条 (略)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第九十五条の二 第九十五条の五 (略)

(設備及び備品等)

第八十六条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならぬ。

2 (略)

第八十七条・第八十八条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱い方針)

第八十九条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 一七 (略)

2 (略)

第九十条 第九十一条 (略)

第七章 通所介護

第九十二条 第九十五条 (略)

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第九十五条の二 第九十五条の五 (略)

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第五十五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を八人以下とする。

第五十五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 (略)

第五十五条の第九条 (略)

第八章 通所リハビリテーション

第一百十条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第五十五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を五人以下とする。

第五十五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、八平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 (略)

第五十五条の第九条 (略)

第八章 通所リハビリテーション

第一百十条 (略)

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十一条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 指定通所リハビリテーションの単位（その提供が同時に二

指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第一百六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百人又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは

十人以下の利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第一百七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準第一百六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が二以上確保されること。

ロ イに掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、常勤換算方法で、〇・二以上確保されること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつては、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは

言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たるとして、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 (略)

3・4 (略)

第十二条 第四十條の三十二

第十章 短期入所療養介護

第四十一條

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十二條 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入

所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第四十三條 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

介護職員が一以上確保されること。

二 (略)

3・4 (略)

第十二条 第四十條の三十二

第十章 短期入所療養介護

第四十一條

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十二條 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第四十三條 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては次に掲げる要件に適合すること。

イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第百四十五条（略）

(定員の遵守)

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者

三 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

2 前項第三号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 (略)

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第百四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養病床に係る病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第百四十五条（略）

(定員の遵守)

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者

数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定短期入所療

養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病

床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

第二百五十四条の二(第二百十六条 (略))

附則

第一条(第四条 (略))

第五条 削除

数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第二百五十四条の二(第二百十六条 (略))

附則

第一条(第四条 (略))

第五条 施行規則附則第二条の規定により読み替えて適用される施

行規則第十四条に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合して

いる診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該

指定短期入所療養介護事業所における指定短期入所療養介護を提

供すべき病室に置くべき看護師若しくは准看護師又は介護職員の

員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が三又はその端数

を増すごとに一以上とする。

2 前項の指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は、利用者

一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 食堂及び浴室を有すること。

三 機能訓練を行うための場所を有すること。

3 当分の間、第四百十二条第一項中「」の員数は、「とあるのは

「」の員数は、附則第五条第一項の規定あるいは」と、同条第二

項中「の入院患者」とあるのは「又は附則第五条第一項の入院患

者」と、第四百四十三条中「基準は、」とあるのは「基準は、附則

第五条第二項の規定あるいは」と、第四百四十四条中「療養室」と

あるのは、「療養室、施行規則附則第二条により読み替えて適用

される施行規則第十四条に規定する厚生労働大臣が定める基準に

適合している診療所（以下「基準適合診療所」という。）に係る病室」と、第百五十四条第二号中「療養病床を有する病院」とあるのは「基準適合診療所、療養病床を有する病院」と、「療養病床又は」とあるのは「基準適合診療所、療養病床又は」と、「病床数」とあるのは「病床数（基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室に係る病床数）」と、「病室」とあるのは「病室（基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室）」とする。

改 正 案	現 行
<p>第二章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第六条（略）</p> <p>第七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第八条（略）</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第二十四条 夜間対応型訪問介護事業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～五</p> <p>六 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者のの心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基</p>	<p>第二章 夜間対応型訪問介護</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>第六条（略）</p> <p>第七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第八条（略）</p> <p>（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）</p> <p>第二十四条 夜間対応型訪問介護事業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～五</p> <p>六 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者のの心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等</p>